

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月27日
【会社名】	株式会社メルコホールディングス
【英訳名】	MELCO HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧 寛之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【電話番号】	(03)4213-1122
【事務連絡者氏名】	IR部長 瀧澤 保一
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区大須三丁目30番20号
【電話番号】	(052)251-6891
【事務連絡者氏名】	IR部長 瀧澤 保一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2023年6月26日開催の当社第37回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、また重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設し、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役として、牧 寛之、長瀬 吉昌、矢野 学、中山 千里、松尾 民男、津坂 巖、牧 大介、宮嶋 宏幸、大塚 久美子の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、續木 政直、木村 彰吾、神谷 純の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、津坂 巖、大塚 久美子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2003年6月27日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬額を、年額3億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）とするものであります。

なお、当社においては、従前、取締役の報酬の設定額とは別枠において役員賞与の支給について株主総会に上程し決議をいただいておりますが、今般上程する報酬額には役員賞与の金額分を含めるものといたします。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とするものであります。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名のうち、業務執行取締役3名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与を総額15,840,000円支給するものであります。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役を退任される福原 賢一、平田 一郎、佐々木 繁、神谷 純の各氏及び監査役を退任される續木 政直、井上 武彦、柴垣 信二、北村 雅史、木村 彰吾の各氏に対し、それぞれその在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	152,406	225	-	(注)1	可決 99.61
第2号議案					
牧 寛之	119,855	32,773	-	(注)2	可決 78.34
長瀬 吉昌	131,523	21,106	-		可決 85.96
矢野 学	130,462	22,165	-		可決 85.27
中山 千里	130,262	22,365	-		可決 85.14
松尾 民男	131,543	21,086	-		可決 85.98
津坂 巖	131,554	21,075	-		可決 85.98
牧 大介	131,545	21,084	-		可決 85.98
宮嶋 宏幸	131,476	21,154	-		可決 85.93
大塚 久美子	131,882	20,748	-		可決 86.20
第3号議案					
續木 政直	131,445	21,183	-	(注)2	可決 85.91
木村 彰吾	131,865	20,764	-		可決 86.19
神谷 純	131,881	20,748	-		可決 86.20
第4号議案					
津坂 巖	133,050	19,590	-	(注)2	可決 86.96
大塚 久美子	133,524	19,117	-		可決 87.27
第5号議案	152,438	178	-	(注)3	可決 99.63
第6号議案	152,456	170	-	(注)3	可決 99.64
第7号議案	152,397	244	-	(注)3	可決 99.60
第8号議案	134,643	17,998	-	(注)3	可決 88.00

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上